

第5回新城市水道料金等審議会 議事録

- 1 開催日時 平成31年2月19日(火)午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 新城市役所3階 災害対策本部室2
- 3 議 事 財政収支計画の検討

会長挨拶に引き続き議事へ移行

会長

財政収支計画の検討について、事務局から説明をお願いします。

事務局

<財政収支計画について説明>

会長

ありがとうございました。ただ今の説明で、何かわからないことがあれば質問をお願いいたします。

委員

確認の意味でいいですか、平成29年の棒グラフから見ますと、このピンクの折れ線グラフが支出合計で、この棒グラフの方は収入でいいということですね。

事務局

はいそうです。

委員

そうすると、平成30年と31年、32年、33年、34年、これは収入の方が多くなるという見方でいいですね。

事務局

そうです。平成30年度、31年度というのは市の一般会計からお金を入れてもらってプラスになるんですけど、内部留保資金というものが、例えばこの表の中ですと、濃い青の部分は収入として挙げてはおりますけど、その年にお金は実際に動かない、減価償却の考え方と同じですけど、実際のキャッシュの部分はどうかといわれると、当然ここの部分は収入としては実際にはお金は入ってきてないものですから、その部分を補うために、例えば平成30年度ですと、支出よりも現金収入としてもらう方が多くなっているということになります。

委員

この先のことを考えて、内部留保じゃないですけど、貯金をしていくというイメージでいいですね。

事務局

そうですね。過去、平成24年度、25年度はマイナスになっていますが、そ

のマイナス分はどうしたのかというと、内部留保資金で賄いました。それを続けて内部留保資金がなくなってしまうと、どうすることもできなくなってしまうので、それを避けるために、このような形になっています。

委員

もっとも長期前受金繰入部分は現金収入が入らないよという説明だったと思うが、それでいけば、経費の方の減価償却についても現金が動かないよということですので、行って来いみたいな感じですね。基本的には減価償却費が内部留保資金になって歳出経費に回っていくというのが基本的な考え方なので、その減価償却が内部留保資金に回るうちの収入部分の長期前受金繰入の部分は内部留保に回らないよという意味合いだと思うので、基本的には減価償却が約8億5千万円くらいなのが長期前受金繰入が3億7千万円くらいなので、単純に5億円くらいは内部留保資金に回るはずだという、そういう考え方なのかなと思います。

会長

もう少し、どういう形のことをわかってもらいたいと、あなたの説明でいった方がいいんじゃないかな？今後、諮問してもらうんだから。

事務局

そうですね。これを見てわかっていただきたいのは、これはあくまでも推計での話になるんですけど、水道事業としては、儲けがないとダメだ、ということが大前提で、水道事業というものは、収入を持って全て賄っていきなさいというのが大前提にあるんですけども、企業会計ですので。その中で、今の料金体系でこのままいった場合は、市からの一般財源、みなさんから納めていただいた税金を投入して、なんとかやり繰りをしている現状になってしまいます。どうしても独立採算という言葉が出てくるんですが、現状、この表を見ていただきますと、この赤い部分が独立採算にはもうなっていない、みなさんに収めていただいた税金を、やり繰りできない水道事業、企業会計の中に補填してもらってやり繰りしているというようなことをパッと見てわかってもらえるかなということで、このグラフは作ってあります。

会長

だから料金を上げる、というような形の説明ですね。あとは一般会計から必ずこんなことをしていいの、という議員さんから反対した時点で、これは止まってしまうことはあり得ますか。

事務局

基準外を出さない、といったことですか、破綻してしまうしかないです。独立採算ですので、逆に言えば、くれなければ料金をすぐ上げるしかないです。料金を上げますという形になって、倍増させていただくという形にもなってしまいます。

会長

極論を言うと、そういう形になるものですから、協力していただかないと、もう破綻してしまうということですね。

事務局

一応、一般会計から繰入していただいて、延命しながら企業努力で平成35年度からなんとか基準外の部分を無くて行きましょうという計画なんですけど、本当は企業会計ですので、早い時点から一般会計の基準外繰入は無くしていきたいのですが、そうすると、本当に一気に料金を上げていかないと成り立たなくなりますので、なんとか少しでもいただいて、延命させていただいて、その間にいろいろ、料金を一度に上げさせていただくのは無理ですので少しずつ。

委員

平成34年までは、一応、一番上の赤い部分の補填があって、収支としてはプラスになるけど、それがなくなる平成35年からは、赤字になると。

事務局

ここまでは約束されています。額までは決まっていますが、一応、こういった形で計画を作りましたので、なんとかここまでは一般会計から見ていただきたい。ただ、一般会計もかなり厳しい状況でして、基金を取り崩して平成31年度の予算計上をしてますので。基金ももう先がありませんので、事業規模を全て、一般会計の事業も取りやめていく等していかないと、一般会計も裕福でいただけるという確約もできませんので。その辺の折り合いもつけながら、計画を作っています。

会長

まあだいたい、厳しい状況のためということを理解していただいて、次のどのくらい料金を上げていけばいいのかということですね。

委員

もう一回聞いていいですか？今ちょっと言われた他会計繰入金基準外推移という赤いところ。これ、税金を投入してその分だけはプラスにするという意味でいいですか。

事務局

そうです。

委員

他会計というのは税金ですか。

事務局

一般会計ですので税金ですが、市は市税だけではやっていけませんので、地方交付税などの交付金をもらっていますので、100%、市民の税金というわけではないんですけども、そういった一般会計のほうから、企業会計にいただく。基

準外ですので、特別に頂くお金ですかね。

委員

それは、収入の中に入っているのですか。

事務局

この表の中にも、基準外というのは入れて計算はしています。

委員

入れているんですか？これ。収入の中に・・・どこに入るんですか。

事務局

この中でいうと、まず、市の一般会計からもらう中でも、基準内と基準外の2通りあるんですけども、基準内というのは例えば消火栓などがあるので、その赤字の部分というのは、この部分でいうと補助金という部分、この補助金という部分は、旧簡易水道にあたるものになります。この中には基準外繰入金と基準内繰入金も含めての数字になっているものですから、それを分解すると、このグラフのこの数字が出てきます。

委員

この表で平成29年度の286,735千円を分解すると、ということですか。

事務局

はい。

委員

繰り返しになるのですが、この表で、平成34年度まではこの赤字の基準外をもらっているんですが、いろいろと計画を作ったりして、平成35年度からはこの表の赤い部分を抱えていかなければいけない、基準外がもらえないから。大体これが年間、下の表で1億円くらいですか、です。平成35年からは毎年1億円か2億円くらい足りなくなるよと、そういう話ですかね。

事務局

そういうことになります。

会長

そいつを上げて、水道料金に。雑多に言って、それを上げるから、ということ。を了承していただきたいということかな。

事務局

要はそういうことになります。

会長

大体わかりました。下水はまた別にやりますよね、説明は。

事務局

次回が下水道になります。

会長

どんなことでも結構ですので、何か疑問があれば。なかなか自分でも覚えられないものですから、みなさんの質問を合わせていくと、何かがわかっていくもので。

委員

もう一点いいですか？これ、平成38年まで書いてあるんですが、平成39年以降のものもこれから水道料金をどうしていこうかという最終的なアウトプットをするという感じですか。

事務局

いえ、もう少し前の直近のお話です。

委員

ここを見ると、平成38年まではこれで補えるようなイメージを持っていたんですが。

事務局

3年に一度、こういった会議を設けさせていただいて、見直しは当然、時の流れは変わってきますし、会計は変化も大きいですし、昨年は12月に水道法が改正されまして、民営化や合理化という話も出てきまして、そういったところで変化も今後ある可能性がありますので、その辺の流れによってまた。今の状況では平成38年度まではこういう形なんですけど、これからまた、年を追うと状況も変わってきますので、その都度、見直しをさせていただく予定です。

委員

3年後に料金体系の見直しをして。

事務局

はい。

委員

わかりました。

委員

それが来年というか今年。

事務局

そうです、平成31年度です。一応平成29年度から3年経ちますので、平成31年度改正に向けての審議会。

委員

平成31年度に変えるんですか。

事務局

すみません、平成32年度です。

委員

来年ですね。わかりました。

委員

補助金がなくなってこれだけ赤字になりますよというグラフがここにあって、それに対して、平成32年で7.5%、平成35年で7.2%上げたとしたら、赤字にはなりませんよというのが、この2枚目のグラフになるんですよね？

事務局

はい、そうです。

委員

この7.5%、7.2%というのは決定事項なんですか。

事務局

いえ、この計画を作った時点で、いろいろと試算して何パターンか作ってあるんですが、一度に上げてしまうとみなさんの負担がかなり大きくなってしまうものですから、それを2段階に分けて、試算をしたというものになります。

会長

一番最初的时候、どれだけ上げたんでしたかね。

事務局

料金統一したときには、水道の料金体系に簡易水道を合わせた格好になります。

会長

だから、簡易水道の人たちは相当上がったけど、固定したので上がったような気がしないということですよ。激変緩和措置をしたわけですよ、それを一般会計から。

事務局

そうですね、大きな企業など、大量に使っているところが急激に変わるのを防ぐため激変緩和しています。一般の家庭の人たちは簡易水道の方が高かったものですから、低くなった格好になるんですけど、現行の水道料金体系へ一緒にしたことによって、一般家庭の13ミリや20ミリを使っている人たちはほぼ下がったような恰好で、企業など大口径で大量に使っているようなところは急激に基本料金などが上がってしまうものですから、その辺を緩和するために激変緩和対策として、5年間で今の体系へ合わせるという恰好を取っています。

会長

簡易水道の一般住民ではなくて、企業さんの・・・。

事務局

一般住居でも、口径の大きい人があれば上がる人はいますけど、基本的には。

委員

5年間という、何年度までですか。

事務局

5年だと29年から33年。

会長

何か質問はありますか。

委員

収支計画の中で、料金収入による水道料金の軽減というところ、推計部分でどういう考え方なのかどうか。平成30年度が現行料金でいった場合、9億1500万円の料金収入があって、平成38年が9億500万というようになるんですが、給水量の減少に伴った収入の減少とはどういうこと？資料によると、平成30年から平成38年まで、給水量が減るといふ推計ですよ。料金にどういう風に反映させて推計させているのかよくわからない。

事務局

これはもう、料金収入が平成32年度と平成35年度でパーセンテージを上げてあるものが入ってますので。

委員

上げてあるということはないんじゃないんですか？会計料金収入がその下に書いてあるので。推計料金収入はあくまで現行、通常料金で推移した場合の数字が書いてあって、改定して上げた分については改定料金収入のところ別書きにしてあるわけですので、そうすると今の説明は……。資料の人口推移表で、その下の方に人口水需要推計結果というものがあります。平成30年の1日平均給水量が1万6000トンなんですね。これに365をかけたものが年間配水量になると思うのですが、それが平成38年には1万4300トンになります。そうすると約2000トン弱減るので、それだけ減るのに料金収入はそれに見合ったように減っていないのはどういうことなんでしょうか。

委員

確かに、平成24年から平成28年の実績の数字も少しずつ、ずっと減っていますもんね。これと同じ傾向で平成29年以降も減るのが正しい推計になると思います。

委員

少し検討して、理由付けをしていただけたらというのと、もう一つは、経費のその他のところで、県営水道の受水費が含まれているはずなんですが、それも基本水量と受水水量の2つがあると思うのですが、配水量が減れば、当然、県営水道の受水費も、水道料金に反映されて減るはずだと思うのですが。経費のところでは平成30年度から平成38年度まで同じ数字で置いてあります。受水が負担の方に入ってくれば別なんですけども。どういうことかという、新城市の水道というのは、この前見学したように、桜淵で水を汲み上げていて、1万5000

トンくらい汲み上げているんですけど、一日。9000トン？もう一つは、豊橋市の方から愛知県営水道で新城へ水を送っているんですね。それを川田の受水施設で受けているのですが、新城の水道は、桜淵で汲み上げられた水と、下流部から押し上げられてきた水の両方を使っているのですが、下流部から押し上げられてきた水については、基本料金と使った分の水道料金が、市から県へ払っているのですが、基本料金は変わらないんですね。だから、使った水道料金は量が多くなるか少なるかによって金額が開きますので、新城市の配水量が減ってきたときに、どこの水源を絞るかによって経費が違ってくる。桜淵からくみ上げる量を減らして県から買っている水の部分が変わらなければ経費は変わりません。桜淵の汲み上げる量を変えずに県水の受け入れの水量を絞れば、新城市の水道から県に払う料金はその分だけ少なくなります。どういう考え方で・・・。

会長

鯉淵はいくらか決まっているわけでしょ、水利権は。

事務局

水利権は決まっています。

会長

例えば、ほかにも自分たちの自己水の容量があるわけですよ。

事務局

はい、水利権が全部決まっています。

会長

それらを全部ひっくるめて、それと県水と、やらなきゃいけないわけですよ。

事務局

はい。

委員

ただですね、水利権はあっても鳳来地区の水道と旧新城市の水道は接続していないので、鳳来地区の水を汲み上げても、新城地区の水道には流せないものですから、新城地区の水量というのは桜淵と愛知県営水道の2つしか水源はないです。少しだけ井戸もありますけど。

委員

県水は毎回、契約で定額でしたかね。

事務局

見直していくものですから、毎年。途中で見直しがかかりまして、基本単価が変わってくるんですけども。

委員

金額的に大きいのはそこだと思われます。ですので、本来、料金改定を試算していくことについても、市内に給水する給水量をどのくらいに見込んでいくか

ということで、それを収支計画の方に反映させるべきだと思います。

会長

これを踏まえて質問するにしても・・・。

委員

そうですね。あとは前回の会議で委員のみなさんがおっしゃっていたように、どうやって経費の節減を図っていくか。その図った分を、この収支計画の中の支出をどれだけ削減するかという、削減になるかどうかわからないんですけど、こういう風に反映しましたというものと、市民の方に説明するとき、ある程度は理解を得られるんじゃないかなと。

会長

会社に帰って説明するにしても、それがしっかりしていないと、説明し辛い。

委員

基本的には、企業のみなさんのところには、大口径の水道管がいつてますので、それだけ基本料金が高いということなんですね。そういったものについて、市の水道事業としてもこういった経費節減なり、経費の見直しなりをかけて、だけでも最小限これだけの料金改定はせざるを得ないという説得材料が必要ではないかという・・・。人口が減って、それに見合うだけ企業のみなさんが進出していただいて、大口径の水道を使っただけの企業が増えれば、均等は取れるんですね、減ったとしても。そういう状況は非常に難しいので、給水人口が減って給水量が減ってきたときに、相変わらず施設の維持管理なり、そういった経費はかかる。そういった場合にどうしても料金改定で施設の維持管理を図っていく必要はある。そうすると、最低限これだけの経費はかかるので、水道料金もこれくらいの改定はせざるを得ないという材料は必要だと思います。

会長

だから、今後は維持管理だけのお金が掛かっていって、もちろん効率化のための設備投資はいるかもしれないけど、維持管理だけですからね。

委員

水道の担当者の方がおっしゃられるように、水道企業の場合、業務量が少なくなったからといって、施設を撤収してしまうということはできないんですね。例えば、工場は何ヶ所かあって、生産量が減れば工場を閉鎖するといったリストラ策をとることができるんですが、水道事業の場合、人口が減ってこの地区は少なくなったからといって、そこに給水している施設を休止するということはできないので、どうしても固定的に経費は掛からざるを得ない。それはどなたでも理解はできると思います。ただ、その施設を維持管理していく上で、適切な改修もしつつ、経費の削減を図って、最小限の経費をかけて、これだけのものを維持していくと。それに見合った料金改定はどうしても必要ですし、それからさきほど

いった市の会計の中で一般会計というのと水道会計というのがあるのですが、一般会計から水道会計に対する他会計補助金というのがそれになるんですけども、これだけ水道を使っている人がいると、水道を使っている人と税金を納めている人とイコールという見方をするんですけども、決してイコールではないんですね。水道を使っているというのは、その使っている受益者のみなさんが経費を負担すべきものなんです。ですので、使っているみなさんが経費を負担し、税金からは補填をしないというのが原則です。なぜかという税金を払っていても水道を使っていない方もみえるからです。そのために一般会計からの繰入を極力減らしていくべきだというのはそのとおりだと思います。ですので基本的には収入の方の他会計繰入金を限りなく0に近づけていく、それはあるべき方向だと思います。ただ、先ほど事務局がおっしゃったように、消火栓などは水道本来の目的ではないといっってはなんですけど、水道の企業事業をおこなう上で必須ではないことをあえて新都市の政策として消火栓をつけなさいだとか、そういうことであれば、それは全ての市民の方に受益がいくので、その分は税金で負担しても当然であろう、という考え方で、一般会計から税金を繰り入れていた、という考え方になります。

会長

そんな感じでいいですかね。それではこのくらいで終わって、今度は下水の方ですね。

事務局

基本計画はまだ作ってないですが、一応、まだ市として公表はしていませんが、経営戦略というものを作成してありますので。

会長

はい、次回ですけども、この辺は今のカタチで終わらせてくれれば、次の段階に進んで説明をしていくというカタチにして、徐々にやらないと、時間が迫ってきて、もうポンっとお金を上げるという話にはいかないものですから、ちょっとその方向を決めていきたいなとは思っています。次回、一か月後にありますのでよろしくお願いします。

次回の開催日程について事務局お願いします。

事務局

〈次回開催日調整〉

会長

これをもちまして今日の審議会は閉会させていただきます。ありがとうございました。